

[A] 律令制度

社会というものには、法律というルールが無ければ成り立たない。ルールがなければ、何をやっても罰せられずに、無秩序になってしまうからね。だから、ちゃんと国の秩序を守るためには法律を整えなければならない。そのため、天智天皇・天武天皇の頃から徐々に法律が整えられていって、律令制度という法律に基づいて政治を行う国家である律令国家へと移行していったんだ。

でも、こういう法律を、独自にオリジナルで作り出す力は当時の日本にはなかったもので、もともと律令を整備していた先進国の唐の制度を参考にしたんだ。ただし、新羅などが唐の律令をそっくりそのまま自分の国に導入したのに対し、日本では日本の実情に合わせて修正もしているんだけどね。

< 律令 >

律…現在の「刑法」にあたる

令…現在の「行政法」・「民法」にあたる

} 大宝律令(701)・養老律令(718)で規定

さて、今さっきから「律令」という言葉を多用したけど、そもそも「律令」とはどういうものなんだろう。「律令」とは法令のことをさすものなんだけど、正確には刑法にあたる「律」と、行政法・民法にあたる「令」に分けることができる。たとえば、「自らを律する」という言葉があるけど、これは自分で決めた基準に従ってわがままなどを抑えるということ。だから、「律」は悪さをした場合、それを裁くために用いられる刑法にあたるわけだ。一方、「令」については、政府などが出す「法令」を連想してくれればいい。だから、「令」は政治を行う上で出される行政法や民法にあたるわけだ。

でも、701年に編纂された大宝律令よりも前には、668年に出されたと言われる近江令、681年から編纂が開始され689年に制定・施行された飛鳥浄御原令が出されていたよね。ただ、この2つは最後の部分に注目してみると、あくまでも「令」という言葉だけで、「律」という言葉がついていないよね？

つまり、これまでは行政法・民法の「令」だけしか作っていないで、刑法の「律」は出来上がっていないかったんだ。そこで、文武天皇時の701年に刑部親王と藤原不比等が中心となって編纂されたのが、大宝律令なんだ。

これは刑部親王が総裁、藤原不比等は副総裁として編纂にあたったわけだけど、藤原不比等はNo.2に過ぎない。だから、不比等としてはこれが不満だったんだろうね。その後、自分が権力を握ると、その大宝律令を若干修正して、養老律令というものを718年に編纂・制定したんだ。

そして、まわりの貴族たちに「お〜い、これからはよ、大宝律令ではなくてこの養老律令を使っていくからよ」って発表したんだけど、貴族たちは

「不比等さん…、これ前的大宝律令とどこが変わったんすか？」

「え…え〜と、ここの部分をちょっと変更して、あとここの部分もちょっと変更して…」

「不比等さん、これじゃ前的大宝律令とほとんど変わらないじゃないすか。」

「う…う〜ん…」

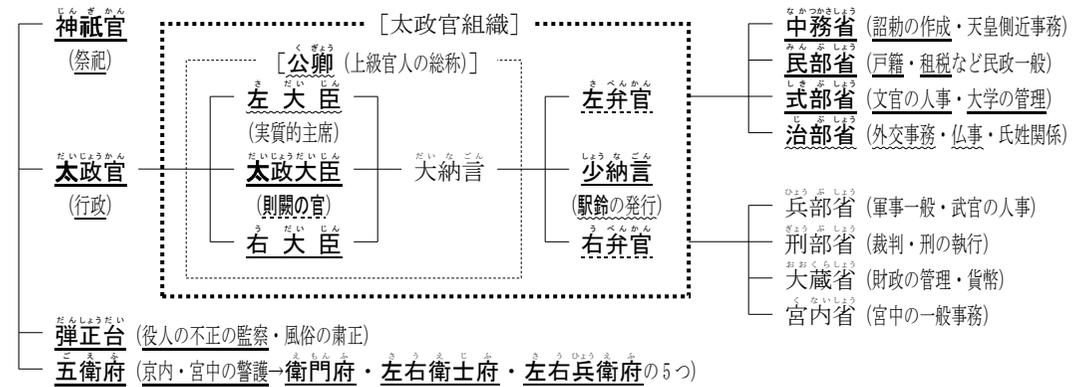
「つまり、これって結局不比等さんの自己アピールっすよね？こんな前的大宝律令そのまま使えばいいっすわ」

ということで、この養老律令はお蔵入り。その後もずっとお蔵で眠っていたんだけど、のちにこれを引っ張り出してきた人物がいる。それが不比等の孫の藤原仲麻呂だ。その仲麻呂が757年に養老律令を施行することになるんだけど、結局は自分のおじいちゃんが作ったものを引っ張り出してきて過ぎないよね(なお、「制定」とは法律などを編纂して作ること、「施行」とは実施して法令の効力を発揮させること)。

[B] 中央制度

では、その律令制度に書かれている具体的な内容を見ていこう。まずは中央組織、つまり政府の組織の話からだ。この中央の組織は、主に「2官」と呼ばれる2つの重要機関から成り立っているんだけど、それが儀式・行事などの宗教的な祭祀関係を扱う神祇官と、政治を行う行政関係を扱う太政官だ。一応どちらも同じ地位とされたんだけど、実質的には行政を担当する太政官の方が上位になる。

<中央官制>



この太政官という組織を構成しているのが、太政大臣・左大臣・右大臣・大納言・少納言・左弁官・右弁官などの役人なんだけど、その太政官の中で一番偉いのが太政大臣だ。ただし、この太政大臣という役職は、もともと皇太子に与えられる役職であったため、適任者がいない場合は置かれないこともあった。こうした常に置かれていない職のことを則闕の官という。

じゃあ、太政大臣が常にいるわけではないのなら、常に置かれている実質的にトップの役職とは？それが左大臣で、その次に偉いのが右大臣だ。「左右」という言葉があるように、日本では「左」と「右」では、「左」を上位と捉える考えがあるからね。

そして、国家の重要政務は、こうした太政大臣・左大臣・右大臣・大納言など公卿と総称される貴族のトップ中のトップの人々が、みんなで集まって話し合う合議制で行われていくんだ(正確には摂政・関白・太政大臣・左大臣・右大臣・内大臣を「公」、大納言・中納言・参議などを「卿」という)。

でも、最初の頃、公卿は太政大臣・左大臣・右大臣・大納言の4人しかいなかったわけだね。重要事項について話し合うのに、4人だけは人数が少なすぎるし、話し合いも広がらなくなってしまう。そこで、後には中納言(705)・参議(731)・内大臣(777)などの官職が新しく設置されていったんだ。

ここで、ちょっと考えれば当たり前の話なんだけど、これらの官職は新設された役職なので、701年に制定された大宝律令に、中納言・参議などについては規定されていない。だって、中納言(705)などは、大宝律令の701年よりも後に設けられた官職なんだから。この中納言・参議・内大臣などのように、律令にはもともと規定されておらず、のちに新設された官職を令外官という(正確には、令外官は政治を行う官職なので、行政法の「令」に規定されるべき役職なのだが、新設であるため[令]の[外]に置かれた[官]職という意味。ゆえに、令外官を説明する時には、「律令」に規定されていない官職と答えるよりも、「令」に規定されていない官職と答えるのが望ましい)

<公卿>

公…摂政・関白・太政大臣・左大臣・右大臣・内大臣 } 彼らを公卿といい、
卿…大納言・中納言・参議・三位以上の非参議官人 } 重要政務を合議する
※下線部の官職は、のちに新設されたため令に規定されていない令外官

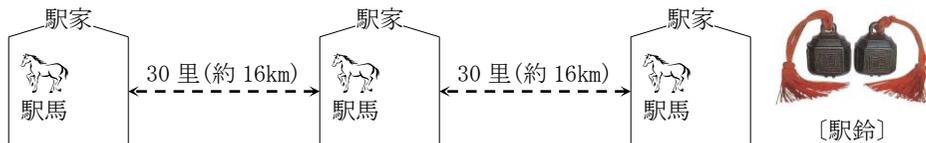
こうした太政官の官職の中で、ちょっと話を膨らまさないといけないのが、大納言の下に位置する少納言。この少納言は、内印(天皇の青銅製の印)・外印(太政官の青銅製の印)・駅鈴の発行などをつかさどる官職なんだけど、駅鈴って言われてもよくわからないよね。そこで、当時の交通制度である駅制について見てみよう。

< 駅制 >

当時の中央と地方は、中央の五畿(山城・大和・摂津・河内・和泉)と、地方の七道(西海道・南海道・山陽道・山陰道・北陸道・東海道・東山道)に分けられていて、中央と地方を結ぶための官道(駅路)が整備されていた。

そして、役人が出張やら、重要な用件・火急な用件を伝える時などに、馬を利用してこの駅路を通るのだが、馬もさすがに何100kmという距離を走りきることはできない。現在のサラブレッドでも20kmぐらい走ればバテてしまう。そこで、30里(現在の約16km)ごとに駅家という施設を置いて、そこで馬を乗り換えたり、休息させたりするのだ。この駅家には人馬の食糧や、休憩・宿泊施設があり、出張する役人や公文書を伝送する役人が駅家に到着すると、乗り継ぎの馬を提供する。なお、こうした駅家に用意されている馬を駅馬という(余談だが、駅にはもともと馬が用意されていたので、「駅」という漢字には「馬へん」が用いられる)。

このようにして、役人は出張などの際に駅家を利用するわけだが、それを利用する場合には私用ではなく公用であることを証明しないと^{ならない}。そこで、公用であるという証として駅鈴という鈴を少納言が交付するのだ。



また、中央と地方を結ぶ交通制度の駅制に対して、地方と地方を結ぶ交通制度は伝馬制という。伝馬制では、郡衙(郡司の役所)に伝馬という馬を配備して、その伝馬が荷物や旅客を運ぶ。つまり、中央-地方間が駅制、地方-地方間が伝馬制と呼ばれるわけである。

話が若干ズレたので元に戻そう。少納言の話から飛んだところだったけど、この少納言とともに事務にあたったのが左弁官と右弁官。左弁官は中務省・式部省・治部省・民部省を、右弁官は兵部省・刑部省・大蔵省・宮内省を統轄したんだけど、これらの「〇〇省」を8つまとめて8省という。この「〇〇省」にいる役人たちが細かな内容を扱うんだけど、入試で必要になるのは前者の4つ。

まず、天皇の側近として詔勅(天皇の命令文書)を作成したりするのが中務省。それから、租税・戸籍の作成などの民政を担当するのが民部省。そして、貴族の子供たちが勉強する大学という教育機関や文官の人事にあたったのが式部省(父が式部省に勤める役人だった紫式部は、教育を管理する父の影響から文才に長けた人物になったのだろう)。最後は、外交・仏事(仏教行事)を担当する治部省を押さえておけば十分だ。残りの軍事を担当する兵部省、裁判・刑の執行を担当する刑部省、財政を担当する大蔵省、宮中を担当する宮内省は、漢字からそのまま役割がわかるでしょ?だから、入試問題では前者の4省の名称・役割の違いを記述問題や正誤問題で構成してくるんだ。じゃあ、これら4省は語呂で覚えちまおう。

< 4省の覚え方 >

「みん な〜! なんか 自分 失禁 しちゃった」
 民部 中務 治部 式部

このような8省や太政官・神祇官の2官で働く役人の中で、賄賂をもらったり、横領をしたりする奴もいるかもしれない。そこで、こういった役人の不正を監視する役職が彈正台。また、その役人などがいる都の中でも強盗・殺人などの犯罪が起きる可能性もある。だから、京内・宮中の警備にあたる衛門府・左右衛士府・左右兵衛府という5つの五衛府が整えられている。…ん？3つしかないじゃねえか？いやいや、これは衛門府、左衛士府・右衛士府、左兵衛府・右兵衛府ということだから、ちゃんと5つ記されてるよ。最後に。ここまで出てきた太政官・神祇官の「2官」、〇〇省などの「8省」、彈正台の「1台」、五衛府の「5衛府」をまとめて二官八省一台五衛府という。

—<五衛府の覚え方>—

「エイジ，ええもん やろうか？…ひよえ〜！」

衛士

衛門

兵衛

[C] 地方制度

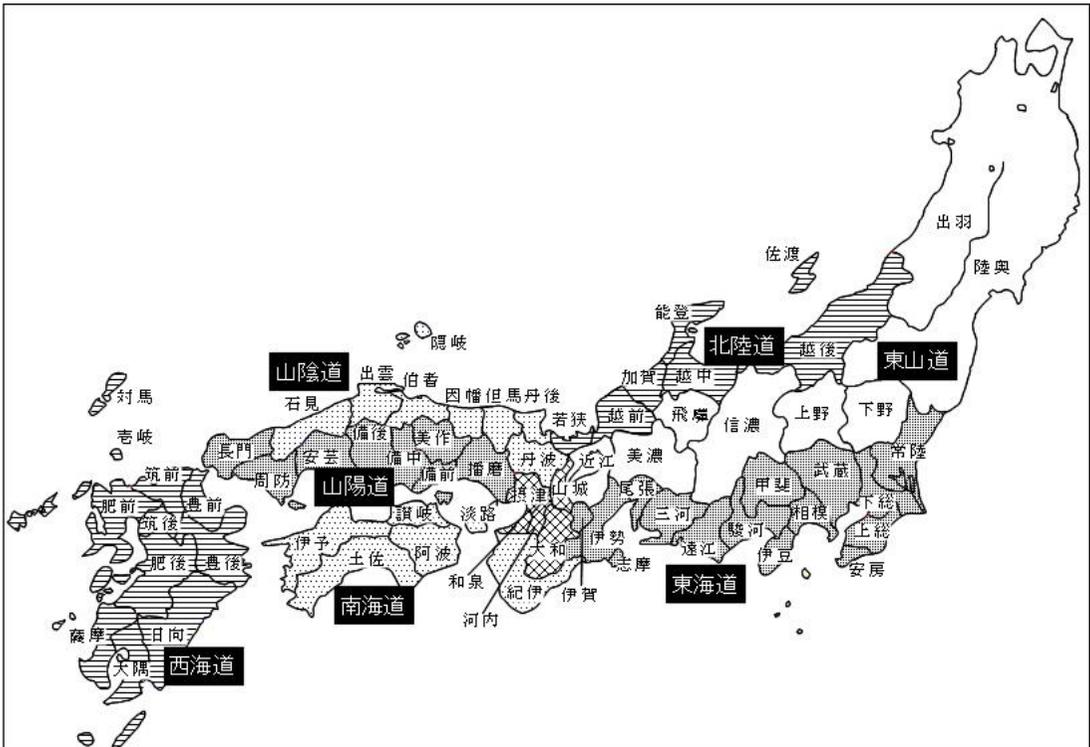
中央の話が終わったので、今度は地方の話に入っていこう。まずは、全国を大雑把に地域で区分けしたものを五畿(畿内)七道という。五畿(畿内)っていうのは、現在の京都・奈良・大阪・兵庫にあたる、都周辺の重要な5つの国。それが大和国・山城国(平安京遷都前は山背国)・摂津国・河内国・和泉国なんだけど、これは地図で確認しなければならない。位置関係とかも入試では出題されるからね。



<旧国名の由来>

- ①大和…山のあるところ。
- ②山城…大和国の背後。「やまうしろ→やましる」。もともとは山背国だったが、平安京遷都にもない山城国と改称。
- ③摂津…遣唐使が発船する大阪湾の難波津という津があるから。「津」とは「港」のことをさす。
- ④河内…河(川)の内側。淀川と生駒川の内側のこと。
- ⑤和泉…湧き水が出る泉が多かったから。河内国を割いて設置。
※河内・和泉は混乱しやすいため、[河]内が[内]陸にあると考えれば、間違えることはなくなるだろう。

<旧国名の由来>の部分にも記してあるけど、旧国名はその地域の特徴を反映して、名前が付けられることが多い。例えば、平野など山の多い大和国(奈良県)、同じく平野など山の多い山城国(京都府)、現在でも神戸のような津(港)をもつ摂津国(兵庫県・大阪府)、淀川があつて内陸部に位置する河内国(大阪府)、泉が多かったという強引な理由で名づけられた和泉国(大阪府)などのように。まあ、とりあえず、このように考えていけば、丸暗記ではなく考えながら覚えることもできるよね。



ここまでの五畿(畿内)に対して、それ以外の地域は七道という。具体的には西海道・南海道・山陰道・山陽道・北陸道・東海道・東山道の7つなんだけど、これらは現代の地方名を考えれば簡単に覚えられる。まず、東西南北という方位について考えてみると、[西]海道・[南]海道・[東]海道の3つがあって、[北]海道がないことに気づくよね。そもそも、北海道は江戸時代までは蝦夷地と呼ばれていた。そして、明治時代に明治政府の直轄領となったことで北海道と改称されたんだんだけど、この北海道と名づけられた理由はそのままだけに[北]にある海道だから。ゆえに、北海道を基準に考えれば、西海道は九州、南海道は四国など、そして東海道はそのまま現在の東海地方など、という具合に当てはまる。

なお、現在の東海地方が出てきたけど、これと同じように現在の地方名から押さえられるのが、[山陰地方]の山陰道、[山陽地方]の山陽道、[北陸地方]の北陸道だ。…ということは、君たちが頑張っ
て覚えなければいけないのは、日本の真ん中を突っ切っている東山道ぐらいだよ。

七道の名称については説明したけど、実は問題がまだ残っている。後述する旧国名のうち、以下の旧国名が七道のどこに属するかが問われてくるんだ。どこに属するか間違えやすい国や、特に五畿(畿内)周辺の国は問われやすい。

＜七道について問われやすい旧国名＞

- ①紀伊国(南海道)…現在の和歌山県。五畿(畿内)の周辺であるため
- ②淡路国(南海道)…現在の兵庫県淡路島。五畿(畿内)の周辺であるため
- ③近江国(東山道)…現在の滋賀県。五畿(畿内)の周辺であるため
- ④伊賀国(東海道)…現在の三重県中西部。五畿(畿内)の周辺であるため
- ⑤伊勢国(東海道)…現在の三重県中北部。五畿(畿内)の周辺であるため
- ⑥志摩国(東海道)…現在の三重県志摩半島。五畿(畿内)の周辺であるため
- ⑦甲斐国(東海道)…現在の山梨県。内陸部であるので東山道に思われるが、東海道に属するため
- ⑧隠岐国(山陰道)…現在の島根県隠岐島。島国であるため
- ⑨佐渡国(北陸道)…現在の新潟県佐渡。島国であるため

さて、それでは具体的に旧国名に入っていきたいんだけど、まずは旧国名を覚える前に、現在の都道府県名が押さえられていない場合は、都道府県名から覚えておいてほしい(これは、日本史の知識じゃなくて、地理の知識だからね)。

そして、この「旧国名を全て覚えておけ」って言うのは、あまりにも不親切だし、日本史初学の生徒には難しすぎるだろう。そこで、旧国名を覚えるにあたって、いくつかのルールを覚えておこう。

＜旧国名のルール①＞

国名についている「上・中・下」「前・中・後」は、都に近い順番になっている。

ex. 「前後」…肥前(佐賀県)・肥後(熊本県)

豊前(福岡県東部・大分県北部)・豊後(大分県)

筑前・筑後(全て福岡県)

「前中後」…備前(岡山県東部)・備中(岡山県西部)・備後(広島県東半部)

越前(福井県)・越中(富山県)・越後(新潟県)

※越前国から割いて、718年に能登国・823年に加賀国を設置

「上下」…上野(群馬県)・下野(栃木県)

上総(千葉県)・下総(千葉県)

※相模国(神奈川県)から海路で行くと、上総の方が近いので上下が逆になる

このように、「前・中・後」「上・中・下」が都に近い順になっている。また、旧国名に使われている漢字の意味や現在の地名・名物・鉄道の路線もヒントになる(これも地理の知識)。

＜旧国名のルール②＞

①漢字の意味から覚えられる旧国名

- ex. 「大隅(鹿児島県)」……713年に日向国(宮崎県)を割いて設置した日本の「隅」にある国
 「近江(滋賀県)」……都から「近」い「江(海・湖)」の琵琶湖を指している
 「遠江(静岡県西部)」…都から「遠」い「江(海・湖)」の浜名湖を指している
 「三河(愛知県西部)」…三つの川(河)とは男川・豊川・矢作川を指している

②現在の地名・名物・路線から覚えられる旧国名

- ex. 奥羽山脈…「陸奥(青森県・岩手県・宮城県)」・「出羽(山形県・秋田県)」
 常磐線……「常陸(茨城県)」(茨城県日立市を知っていれば覚えられる)
 房総半島…「安房(千葉県南部)」・「上総(千葉県中部)」・「下総(千葉県北部)」
 総武線……「下総」・「武蔵」(スカイツリーの634mが「ムサシ(634)」からきている)
 相模湾……「相模(神奈川県)」
 伊豆半島…「伊豆(静岡県伊豆半島)」
 駿河湾……「駿河(静岡県東部)」
 甲州……「甲斐(山梨県)」(山梨県の県庁所在地は甲府)
 信州……「信濃(長野県)」(長野県には信濃川が流れる)
 ※甲信越・上信越とは「甲斐」・「上野」・「信濃」・「越後」を指している。
 濃尾平野…「美濃(岐阜県)」・「尾張(愛知県西部)」
 飛騨山脈…「飛騨(岐阜県北部)」
 伊勢半島…「伊勢(三重県東部)」
 志摩半島…「志摩(三重県志摩半島)」
 若狭湾……「若狭(福井県西南部)」
 能登半島…「能登(石川県)」
 播磨灘……「播磨(兵庫県西南部)」
 吉備地方…「備前(岡山県東部)」・「備中(岡山県西部)」・「備後(広島県東半部)」
 ※吉備(岡山県)は桃太郎伝説で有名。その桃太郎で出てくる「きび団子」は「吉備」からきているという俗説がある。実際は「黍」で作られるから。
 出雲大社…「出雲(島根県)」
 安芸宮島…「安芸(広島県)」(日本三景で有名な厳島は「安芸の宮島」といわれる)
 関門海峡…「長門(山口県東北部・西部)」(江戸時代に長門国を拠点としたのが長州藩)
 紀伊山地…「紀伊(和歌山県)」
 淡路島……「淡路(兵庫県)」
 讃岐地方…「讃岐(香川県)」(香川県で有名なのが讃岐うどん)
 阿波踊り…「阿波(徳島県)」(徳島県で有名なのが阿波踊り)
 土佐犬……「土佐(高知県)」(高知県生まれなのが土佐犬)
 いよかん…「伊予(愛媛県)」(愛媛県で有名なのが伊予柑)
 筑豊炭田…「筑前(福岡県)」・「筑後(福岡県)」・「豊前(福岡県)」・「豊後(大分県)」
 肥後地方…「肥後(熊本県)」
 ※わらべ歌の「あんたがた どこさ 肥後さ 肥後どこさ 熊本さ」
 日向灘……「日向(宮崎県)」
 さつま芋…「薩摩(鹿児島県)」(さつま芋は薩摩に伝来したことから付けられた)

以上で旧国名は終了。これらの旧国名は歴史的事項の起きた場所として、また現在の都道府県に置き換えて出題する問題など多岐にわたるので、必ず旧国名地図を参照しながら学習しておいてね。むしろ、トイレのドアなどに拡大版にして貼り付けておいてほしいぐらいだ。

さて、こうした畿内(五畿)七道の中でも、特に重要視されたのが畿内(五畿)だと述べたけど、都の置かれる畿内では、壬申の乱(672)などのように、戦乱・内乱が起きる可能性がある。そして、反乱を起こした人間は、戦力の豊富な東国へと脱出しようとする。そこで、反乱者の東国への逃亡を防ぐため、三関という3つの関所を設けておいたんだ。それが、鈴鹿関(東海道・伊勢国)・不破関(東山道・美濃国)・愛発関(北陸道・越前国)だ(のち、恵美押勝の乱(764)で攻防のあった愛発関は廃され、逢坂関(東山道・近江国)に変更されている)。

この関所の重要性として一つ有名なものを挙げるとするならば、壬申の乱(672)が一番わかりやすいかな。この戦いに際して、大和国の吉野で挙兵した大海人皇子は、迅速に鈴鹿・不破の両関所を押さえている。これで大友皇子率いる近江朝廷と東国の連絡を遮断することに成功して、なおかつ東国の地方豪族も味方に引き入れ、近江の大友皇子に勝つことができているからね。

<三関>

鈴鹿関(東海道・伊勢国)…壬申の乱(672)で大海人皇子が封鎖
不破関(東山道・美濃国)…壬申の乱(672)で大海人皇子が封鎖
愛発関(北陸道・越前国)…のち逢坂関(東山道・近江国)に変更される

このように、三関は都の防備という意味もあって設けられたんだけど、朝廷にとって重要な場所は都だけじゃない。要地としては、都の他にも難波・大宰府が挙げられる(ここからは、テキストの「③要地」について先に述べる)。

まず、一番重要なのは都(京)に決まってるよね。都(京)では放火やら殺人などの犯罪も起こるから、京職という役人が京内の司法・行政・警察を担当している(正確には左京をつかさどる左京職と、右京をつかさどる右京職に分かれる)。そして、京内に貴族とか一般庶民などが生活しているので、生活必需品をゲットするための市場がある。その市場とかでも販売価格の不正やら窃盗などが起こるから、市司という役人が京職の管轄下に置かれているんだ(正確には、左京に置かれた東市をつかさどる東市司と、右京に置かれた西市をつかさどる西市司に分かれる)。

それから、交通の要衝であり、遣唐使船の出発する難波津という[津](港)をもつ撰[津]国をつかさどる撰津職。あとは、外国使節が到着したり、外敵が攻め込んでくる可能性のある、外交上及び国防上最重要地の九州に置かれた大宰府だ(現在の「ダザイフ」は「太」宰府だが、この当時は「大」宰府という漢字になるので要注意)。この大宰府は、西海道(九州地方)全体の政治・軍事を統括する非常に大きな権限を持っていたので、「遠の朝廷」ともいわれる。そして、その大宰府をまとめる長官を大宰帥、大宰府の仮の長官を大宰権帥という(大宰権帥は左遷される役職として代表的なもので、この職に左遷された人物としては菅原道真が有名。また、「権」という漢字は、「権化」や「権現」などに使われるように、「仮」という意味を持っている。ゆえに、権大納言は「仮の大納言」、権中納言は「仮の中納言」という意味になる)。

では、今までマクロ(大きい)の話をしてきたので、徐々にミクロ(小さい)の世界に入って行こう。具体的には、畿内(五畿)七道という地域の中にある「国一郡一里」について。現在の例えるならば、「国=都道府県」、「郡=市区」、「里=町村」ってところかな。そして、それぞれ「国一郡一里」のトップに任命されたのが「国司一郡司一里長」だ。これまた現在に例えるならば、「国司=都道府県知事」、「郡司=市長・区長」、「里長=町長・村長」ってところかな。

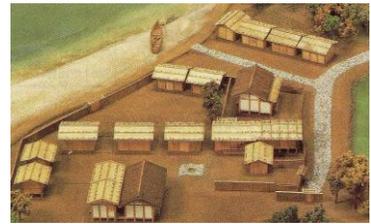
それぞれの具体的な違いについて、まずは国司から見ていこう。国司は中央の貴族から任命されるんだけど、何で中央から派遣されるのか？これは中央に権力が集中するようにするため。そうすれば、地方にも中央の目が届くようになるでしょ。でも、地方に派遣される貴族も、もともとは中央の人間だし、いつまでもその土地に居たくもないでしょ？だから、ちゃんと任期が設けられている。初めは6年だったんだけど、のちに4年。まあ、参議院議員(6年)と衆議院議員(4年)の議員年数と同じって考えるといいじゃないかな。

そして、その国司が政治を行う役所のことを国衙(国府)と言う。つまり、都庁とか県庁にあたるものだね。なお、この国衙(国府)が置かれた場所は現在の地名にも残っている。例えば、東京の府中、千葉県の国府台、神奈川県国府津、静岡県駿府、山梨県の甲府、大分県の府内みたいに、「府」という漢字がついている地名はもともと国府が置かれていた場所なんだ(なお、静岡県の駿府と山梨県の甲府は、もともと府中と呼ばれていた。だが、東京の府中と混同するため、静岡県の(駿河国)の府中ということで駿府、山梨県(甲斐国)の府中ということで甲府となった)。



〔国衙復元模型(伯耆国国府)〕

続いて、郡司は今でいう市区にあたる「郡」をまとめるんだけど、さすがに中央の人間が「郡」についてまで、詳しく知っているはずはない。しかも、そうした「郡」については、古墳時代の頃からいた国造の方が、その地域を把握している。だから、郡司には旧国造などの地元根付いた地方豪族から任命したんだ。ここは、国司との正誤問題に気をつけてね。国司は中央の貴族から任命されるけど、郡司は旧国造など地方豪族から任命される、ここが正誤問題の定番だ。



〔郡衙復元模型(駿河国志太郡)〕

このように郡司は、その地に根付いた有力者が任命されるので、交代させる必要もないし、都に帰ったりすることもないよね？だから、終身官として死ぬまでやって、死んだらその子供が引き継ぐ世襲制がとられている。そして、その郡司が政治を行う役所を郡衙(郡家)と言う。

ところで、こうした国司にしろ郡司にしろ、たった一人でその地域をまとめるには限界があるよね。現在でも、No.1の都知事がいたらNo.2の副知事がいるでしょ？同じように、この当時も国司・郡司は一人だけではなく、「長官(かみ)・次官(すけ)・判官(じょう)・主典(さかん)」という4階級があったんだ。簡単に言うならば、国司も郡司もNo.1~No.4まで4人いるっていうこと。これを四等管制というんだけど、この制度は国司・郡司だけでなく、神祇官・八省・大宰府などでも同じで、それぞれの役職においてNo.1~No.4まで4つの階級が設けられている。そして、右のように、役人によって、それぞれNo.1~No.4まで表記される漢字が異なるんだ。

官職	かみ 長官	すけ 次官	じょう 判官	さかん 主典
国司	守	介	掾	目
郡司	大領	少領	主政	主帳
八省	卿	輔	丞	録
神祇官	伯	副	祐	史
大宰府	帥	式	監	典

この中で問われるのは、国司・郡司の四等官における漢字表記の違い。どちらも早口言葉で言えるように、漢字で書けるようにしておいてね。なお、四等官の具体例を挙げるならば、もともと伊予掾(つまり伊予国司のNo.3)であったが、10世紀に瀬戸内海で反乱を起こした藤原純友が有名な。



<郡評論争>

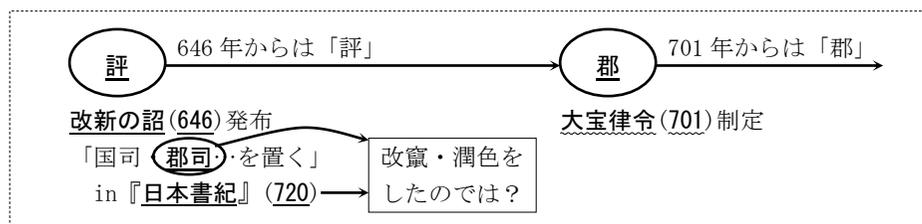
地方単位である「郡」という名称は、大宝律令が制定された701年から使用されるようになった。ところが、実は701年以前は「郡」ではなく、「評」という名称が使われていたことが現在は判明している。つまり、701年までは「評」が使われていて、701年以降は「郡」と呼ぶようになったわけである。

しかし、実はこの「評」→「郡」の変更については、1950～60年代にかけて郡評論争と呼ばれる歴史学界における論争があった。これは歴史学者の中でも相当モメちゃったことなんだけど、その原因は『日本書紀』(720)に記されている、646年に発布された「改新の詔」にある(信憑性については様々な疑問が出されるが、詔の存在自体は事実とみられている)。

この「改新の詔」には、「其の二に曰く、…(中略)…国司・郡司…(中略)…を置き」という文が含まれている。…つまり、646年に出された詔に「郡」という言葉が使われているわけだ。ここから以下のような学説が考えられるようになった。さて、君たちはどっちが正しいと思う？

- 「①改新の詔(646)を信じる場合……646年から「郡」が使用され、701年以降も「郡」を使用
 「②改新の詔(646)を信じない場合…646年から「評」が使用され、701年以降は「郡」に変更

この際に注意しなければいけない点がある。それは「改新の詔(646)」について記している史料が『日本書紀』(720)であるということ。『日本書紀』といえば、仏教伝来について552年説を記していたり、やや信憑性に乏しい部分がある。そして、日本書紀が記された時期が720年であるということ。つまり、『日本書紀』が編纂された720年には、もうすでに「評→郡(701～)」に変更されていた時期である。ということは『日本書紀』が、本来は「評」と書くべきところを改竄・潤色して、「郡」と書いてしまった可能性もあるわけだ。ゆえに、結局は720年に編纂された『日本書紀』に記された『改新の詔』の内容を信じるか、信じないかって部分で、郡評論争という問題が生まれてしまったわけだ。



こうした論争に終止符を打ったものが藤原京から出土した木簡というもの。木簡っていうのは、「文字を記した木の札」のこと。これはいろいろと用途があるんだけど、例えば、役人たちの仕事などを記録する文書の代わりとして使用したり、地方から都に税を納めに行く時に「こちらは〇〇国の〇〇村から納めた税です」とわかるように荷札として使用したりする(紙は当時超貴重品だったため、代わりに木の札の木簡を使用した)。

だから、当時の藤原京などの都からは、地方からの納税用の荷札として使用された木簡が多数見つっている。その中で以下のような木簡が発見された。

- 「①癸未年(683年)七月 美濃国大野評(藤原京出土木簡)
 「②己亥年(699年)十月 上総国阿波評(藤原京出土木簡)
 「③庚子年(700年)四月 若狭国小舟生評(藤原京出土木簡)
 「④大宝二年(702年) 尾張国知多郡(藤原京出土木簡)

ここから、700年までの木簡には「評」が使われているけど、大宝律令が制定された701年以降の木簡には「郡」が使われているところがわかる。こうした木簡の出土によって、大宝律令が制定される701年までは「評」、それ以降は「郡」に変更された、ということが判明したわけだ。



木簡

「郡」の下に置かれた行政単位が、現在の町村にあたる「里」で、それをまとめるのが里長だ。この「里」というものは50戸をもって1里とするんだけど、イマイチ意味がわかんないよね？そもそも、「里」の下には「戸」という単位がある。「戸」っていうのは、現在でも家を数える時に1戸・2戸・3戸と使うように、子・母・父・爺・婆で構成される家族一世帯のこと。これを1戸と数えるので、「50戸=1里」というのは、50世帯が集まっている地域を1里として捉えるわけだ。

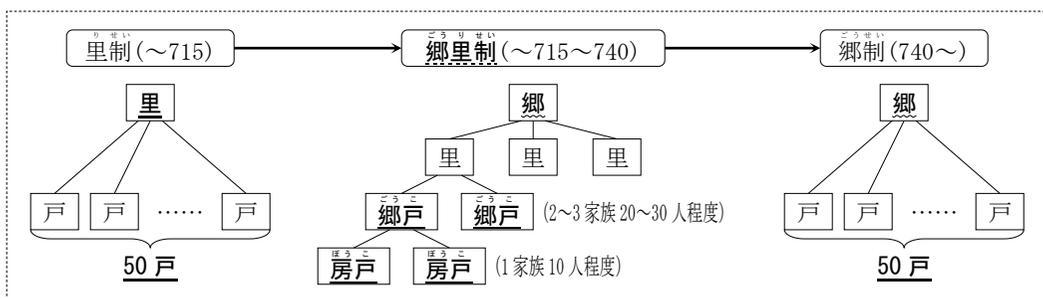
そして、この「里」に関しても、のち717年(715年とも言われる)以降になると、「郷」と改められたので、里長も郷長と呼ばれるようになるんだ。ただし、今の部分は簡単に説明しただけで、正確に説明すると少し複雑になってくる。実は717年(715年とも言われる)~740年の間には郷里制という、ちょっとややこしい制度がとられていたんだ。なので、難関大受験生は以下の内容についても、ちゃんと読んでおいてほしい。

<郷里制>

そもそも717年までは「郡」の下の行政単位は「里」だった。そして、「1里=50戸」であるから、「里」のリーダーである里長が、50世帯をまとめていた。

しかし、律令制度が出来上がって間もない8世紀初期には、農民たちは租税負担の重荷から、租税の徴収を逃れるため、自分の本貫地(もとの土地)から他国に逃げてしまう浮浪・逃亡を繰り返すようになった。朝廷はこうした浮浪・逃亡を禁止するために、たびたび法令を出して、もとの土地(本貫地)への送還をはかったが、その浮浪・逃亡の数の増加にともない現実性は薄れていった。そこで朝廷は715年に、彼ら農民をもとの土地(本貫地)に戻すことなく、その浮浪・逃亡先で税を賦課する措置をとるようになった。つまり、もとの土地(本貫地)に戻すことは諦めて、その逃げた先で税を徴収するようにしたのである。

そして、この政策が行われた同じ715年にとられたのが郷里制である。これは、今までの「里」を「郷」と改め、その下に3つほどの新たな「里」を設ける。そして、更にその下に「郷戸」という行政単位の最末端の戸と、「房戸」という生活単位の戸を設けたのである(下の図解参照)。



房戸は簡単に言えば、一家族10人程度をさす単位。一家族は子(3~4人)・父母(2人)・父方の祖父母(2人)・母方の祖父母(2人)で構成されるので、大体10人ぐらいになるよね。この一家族10人程度で普段生活を送るので、房戸は「生活単位の戸」ということになる。

ただ、「里長(郷長)」も、こうした「房戸」という一家族ごとに行政命令を伝達するのは非常に億劫になる。そこで、「房戸」の上に「郷戸」という単位を設けた。これは親族や近隣の2~3の「房戸」で構成したもの。つまり、2~3家族20人~30人程度をまとめると「郷戸」というわけである。そして、「里長(郷長)」が「郷戸」の戸主(戸の主=親父)に行政命令を伝達するので、郷戸は「行政組織の最末端の戸」ということになる。

この郷里制により、「郷-里-郷戸-房戸」と細かくすることで、百姓を掌握しやすいうようにし、税の徴収につとめた。しかし、人口の増加とともに戸数も増えていったため、事務処理が複雑になり、効果もあまり上がらなかったため、740年にはもとの「郷(もと里)-郷戸」に戻した。

[D] 貴族と官吏

ここまで太政官などの中央行政や、国司・郡司などの地方行政について説明してきたけど、ここからはそうした役所で働く官吏(役人)について説明していこう。

まず、こうした官吏(役人)について説明する上で、前提になつてくるのが官位相当制というもの(「相当」という漢字を「相等」にしやすいので特に注意)。これは、官吏(役人)はそれぞれの位階に応じた官職に任命される制度なんだけど、何のこっちゃさっぱりわからないよね。そこで、ちょっとイメージしやすい現在の警察組織に置き換えて説明していこう。

階級	警視庁の役職	アニメにおける代表的人物
警視總監	警視總監	
警視監	副總監	
警視長	部長	
警視正	課長	
警視	課長	松本清長(名探偵コナン)
警部	係長	目暮十三(名探偵コナン)
警部補	主任	佐藤美和子(名探偵コナン)
巡査部長	係	大原大次郎(こち亀)・高木渉(名探偵コナン)
(巡査長)	係	両津勘吉(こち亀)
巡査	係	中川圭一(こち亀)・秋本麗子(こち亀)

え〜と、『名探偵コナン』と『こち亀』がわからない人は置いて行きます。(´・ω・`)キリッ
警察官にはそもそも「階級」と「役職」という二つがある。簡単にいうならば、「階級」というのは警察官の地位を示すランキングみたいなもので、「役職」はそのまま職務にあたる時の役職のこと。

だいたい警察官がノンキャリアでスタートする時は「巡査」から始まる。そして、出世したいのであれば、昇進試験などを受けて「巡査長」→「巡査部長」などへと昇進していくわけだけど、これらが「階級」というもの。そして、目暮「警部」などの階級になれば、「警視庁刑事部捜査一課強行犯操作三係長」などの「役職」に就くことができるんだ。

だから、「階級」というものは警察官における地位を示すランキングみたいなもので、そのランキングが高くなればなるほど、課長や係長などの重要な「役職」に就くことができるわけだ。

さて、「階級」と「役職」の違いがわかったと思うので、ようやく官吏(役人)についての話に戻していこう。こうした官吏(役人)においても、「位階」という「階級」にあたるものと、「官職」という「役職」にあたるものがそれぞれある。

位階 (合計30階)	官 職	位階の詳細 (位階の高い順から)
正(從)一位	太政大臣に任命	正一位・從一位
正(從)二位	左・右大臣に任命	正二位・從二位
正(從)三位	大納言などに任命	正三位・從三位
正(從)四位上下	參議などに任命	正四位上・正四位下・從四位上・從四位下
正(從)五位上下	少納言などに任命	正五位上・正五位下・從五位上・從五位下
正(從)六位上下	大國介などに任命	正六位上・正六位下・從六位上・從六位下
正(從)七位上下	大國掾などに任命	正七位上・正七位下・從七位上・從七位下
正(從)八位上下	大國目などに任命	正八位上・正八位下・從八位上・從八位下
大(小)初位上下	中國目などに任命	大初位上・大初位下・小初位上・小初位下

まずは、「位階」を見てみると、「正」・「従」というのが最初について、「四位」以降になると最後に「上」・「下」がついているのがわかるよね。ここから、「位階」は合計で **30 階** があることが導き出せる(もともと「位階」は「冠位十二階」に始まり 12 階であった。その後、役人の増加にともない、「冠位(位階)」も増えて最終的に 30 階になった)。

「一位」～「三位」 (3 通り) × 「正」・「従」 (2 通り) × = 6 通り	} 「30 通り」
「四位」～「初位」 (6 通り) × 「正」・「従」・「上」・「下」 (4 通り) = 24 通り	

つまり、この「位階」は役人としての「階級」を示す役人ランキングのようなもの。だから、役人としてスタートする時には、一番下っ端の「初位」から始まり、「八位」→「七位」→「六位」→「五位」と出世していかなければならないんだ。

そして、その役人が「五位」以上になると「貴族」と呼ばれ、さらに「三位」以上になると「公卿」と呼ばれるようになる。受験生の中には、「貴族」・「公卿」というものが何なのかわかっていない生徒がいるけど、「五位以上の官吏(役人)を何というか？」→「貴族」という単純な答えになる。

こうした「位階」が上がれば上がるほど、重要な「官職(役職)」に就くことができる。「一位」の者は太政大臣という「官職(役職)」に就任することができ、「二位」の者は左大臣や右大臣という「官職(役職)」、「三位」の者は大納言などの「官職(役職)」に就任することができる。

このように、それぞれの「位階」(一位・二位・三位など)に応じて「官職」(太政大臣・左右大臣・大納言など)に任命される制度のことを「官位相当制」というんだ。つまり、「三位」の者が太政大臣や左右大臣などに就任することはできず、同じように、「二位」の者は左右大臣には就任できるけど、太政大臣に就任することはできないんだ(ゆえに、「正一位」と「従一位」の 2 人がいた場合、「正一位」の者が太政大臣の「官職」に就任してしまうと、「従一位」の者は就任する「官職」がないため、「位階」は高いけれども「官職」に任命されない、ということも起こりえる。

さて、これで五位以上の「貴族」についてわかったと思うけど、こうした「貴族」になると以下の様々な特権が与えられる。わかりやすく言えばこんな感じかな？

< 貴族の特権 >

- ① 親の七光り制度… 蔭位の制
- ② 給料がもらえる… 位田・職田・位封・職封などが支給される
- ③ 税が免除される… 庸・調・雑徭などが免除される
- ④ 刑罰が軽くなる… 五刑における減刑措置がある

まずは、①「蔭位の制」から(「陰」ではなく「蔭」)。本来役人として一から始める場合は、一番低い「初位」からスタートとするんだけど、自分の親父や祖父がお偉いさんであると、その子供は **21 歳** になると、自動的に高い位からスタートすることができるんだ。具体的には、三位以上の公卿の場合は子・孫が適用を受けられ、五位以上の貴族の場合は子が適用を受けることができる。例えば、藤原道長(摂政・太政大臣)の子の藤原頼通なんかは、元服した 12 歳で例外的に「正五位下」に叙されて、貴族の仲間入りをしている。だから、蔭位の制は親の七光り制度ってことになるわけだ。

続いて、②「給料などがもらえる」。役人として働いているわけなんだから、さすがに給料などをもらわないと割に合わない。そして、そのもらえる給料も田地・封禄(現物支給されるもの)・資人(五位以上に支給される従者)という 3 種類があるんだけど、これらを押さえる時にはコツがある。これらは官位相当制で説明した「位階」・「官職」によって、田地と封禄がもらえるからだ。

	田地	封禄
「位階」に応じて支給	「 位田 」	「 位封 」
「官職」に応じて支給	「 職田 」	「 職封 」

上表のように、「位階」・「官職」に応じた「田地」・「封禄」を組み合わせれば、「位田」・「職田」・「位封」・「職封」は公式のように覚えられるよね。これら4つ以外にも支給されるものは、以下にまとめておいたけど、これらも漢字の意味を考えれば簡単に押さえられるでしょ。

田地 (田が支給される)	封禄 (布・綿・纈など現物品が支給される)
(1) 位田 … 位階 に応じて支給される 田地	(1) 位封 … 位階 (<u>三位以上</u>)に応じて支給される 封禄
(2) 職田 … 官職 に応じて支給される 田地	(2) 位禄 … 位階 (<u>四・五位</u>)に応じて支給される 封禄
(3) 功田 … 功績 に応じて支給される 田地	(3) 職封 … 官職 (参議以上)に応じて支給される 封禄
(4) 賜田 …天皇の勅で任意に 賜 わる 田地	(4) 季禄 …全官人に春秋の年2 季 に支給される 封禄

では、次の特権③「税が免除される」について。通常農民たちは税を納めなければいけないけど、貴族であると庸・調・雑徭などの税が免除される。ただし、あくまでも「租」については納めなければならないので注意(これらの租税の種類については後述する)。

最後に、特権④「刑が軽くなる」について。当たり前のことだけど、罪を犯した場合には刑罰が下される。この当時は**答**(漢字注意)・**杖**・**徒**・**流**・**死**という罪の軽い順に5つの刑罰があって、それをまとめて**五刑**という。でも、貴族である場合は本来「死」罪にあたって、それが減刑されて「流」罪になったりする。このように、貴族には刑法上の減刑措置があったわけだ(免除ではない)。

<五刑>

- ①**答**…答で10回～50回ほど打たれる
- ②**杖**…杖で60回～100回ほど打たれる
- ③**徒**…懲役にあたる。1～3年。
- ④**流**…配流(重い場合は伊豆・佐渡・隠岐などに島流し)
- ⑤**死**…絞首刑・斬首刑などの死罪

ただし、八虐という天皇に対する謀叛や尊属に対する不孝などの重い罪を犯した場合は、たとえ帰属であっても減刑の特権を受けることはできなかった。

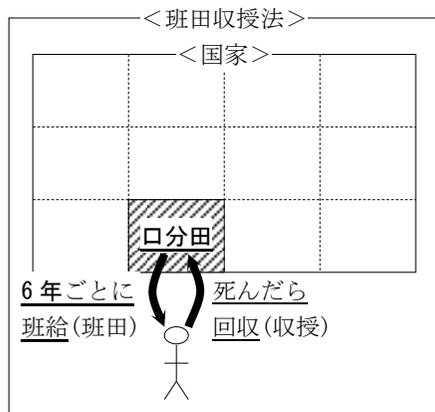
[E] 班田収授法

国家が政治を行う上で最も重要なこと、それは政治を行うために財源を確保することだ。そこで、財源を確保するために、唐の均田法を参考にして行われたのが班田収授法というもの。この班田収授法というのは、教科書チックに言うと、6歳以上の男女に6年ごとに口分田という田んぼを班給する制度なんだけど、イマイチ具体的にわからない。そこで、班田収授法とはどういうものなのか、具体的に説明していこう。

この頃の土地制度では、公地公民制という原則が存在した。簡単に言うならば、土“地”も人“民”もすべては“公”の国家のものであるという考えだ。だから、全ての土地は国家のものなので、基本的に一般peopleは自分の土地を持っていないことになる。

でも、彼ら一般peopleも生活をしていくためには、作物を育てる土地が必要だよ。土地がなかったら、収入もないし、くたばって野たれ死んでしまう。そこで、こういった一般peopleが生活していけるように、口分田と呼ばれる国家の土地を支給してあげるんだ(この口分田を班給することを「班田」という)。

ただし、この口分田はあくまでも国家の土地をレンタルしてあげるといことなので、プレゼントするというわけではない。だから、家屋やその周囲の土地は私有することが認められたんだけど、国家の土地である口分田は売買できないし、口分田を与えられた本人が死んだ場合は、その次の班田収授の年に収公(回収)することになっていたんだ。つまり、一般peopleに土地を与えて、死んだらその土地を回収するわけだ。こういった国家の口分田を班給(支給)して(班田)、死んだら土地を収公(収授)する制度を班田収授法というんだ(収「授」を取「受」にしないように気をつけてね)。



こういった口分田を6歳以上の男女に6年ごとに支給するわけだけど、さすがに男と女の場合、労働力に差が出る。だから、良民男子の場合は2段(反)の口分田が、良民女子の場合はその3分の2にあたる1段(反)120歩の口分田が支給されるんだけど、ここでわけの分からない単位が出てきた。いきなり、「段(反)」とか「歩」って何やねんって感じだからね。

そもそもこの時代は、現在の11.7aにあたる面積を1段(反)と呼んでいた(1aは縦10m×横10m=100㎡)。…ゴメン。そうだね、文系の生徒には難しすぎるよね(バカにしないでしょ〜)。

わかりやすく置き換えよう。まずタタミ2畳を並べると正方形になる。そのタタミ2畳分のことを現在では1坪というけど、その1坪と大体同じ面積にあたるのが1歩なんだ。

そして、その1歩(≒1坪)を360倍して360歩にすると、位が一つ上がって段(反)と呼ぶようになる。つまり、1段(反)=360歩ということになるよね。まあ、だいたい1段(反)は、50mプール1個分ぐらいのイメージをもってくればいかな。

＜面積単位の計算式＞

$$1\text{歩} \approx 1\text{坪} (\text{タタミ} 2\text{畳分})$$

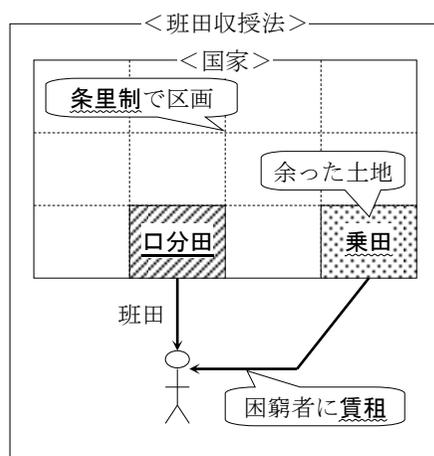
$$\downarrow (\times 360)$$

$$360\text{歩} = 1\text{段(反)}$$

だから、良民男子がもらえる口分田は、2段(反)=720歩ということになるし、良民女子がもらえる口分田は、1段120歩=480歩ということになる。こうやって単位を統一してみると、女子がもらえる口分田の480歩は、男子の720歩と比べてみると、3分の2ということになるよね。文系の生徒には少し難しいかもしれないけど、ガンバってね!(バカにしないでしょ〜)

でも、口分田を班給する場合も、死んだ後に回収する場合もそうだけど、その人数は何万にも及ぶわけだし非常に面倒だ。そこで、土地を分け与えやすいように、そして回収しやすいように、あらかじめ土地を区画しておくんだ。こうした土地を区画しておく制度のことを**条里制**と言う。

この条里制に基づいて口分田を支給するわけだけど、当然分け与えた結果、**棄田(公田)**と呼ばれる分け与えて余った土地も出てくる。でも、その土地を放置しておいたら、田んぼが干からびてしまう。そこで、そういった棄田は、生活に余裕のない人に貸してあげて、そこからまた土地代を徴収するんだ。こういった土地を**1年限り**の契約で貸してあげて、その土地からの収穫量の**2割**を**地子**(土地代のこと)として徴収する方法のことを**賃租**という。



田制一田令一『令義解』by清原夏野

凡そ田は、長さ**卅**歩、広さ**十二**歩を段と為よ。**十**段を町と為よ。段の租稻**二束二把**。町の租稻**廿二束**。凡そ**口分田**給はむことは、男に**二段**。女は**三分が一**減せよ。**五年**以下には給はず。…(中略)…**易田**は倍して給へ。……

凡そ諸国の**公田**は、皆国司郷土の估価に随ひて**賃租**せよ。
凡そ田は**六年**に一たび班へ。神田・寺田は此の限に在らず。若し身死にたるを以て田退くべくは、班はむ年に至らむ毎に、即ち取り授ふに従へよ。

(田地は縦**30**歩、横**12**歩を乗じた面積、つまり**360**歩をもって1段とせよ。**10**段を1町とせよ。田地1段につき租は稻**2束2把**(収穫の**3%**)。ゆえに、1町の場合は**22束**となる。

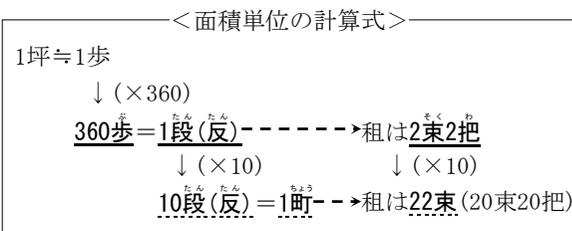
口分田は、男子には**2段**、女子はその**3分の1**を減らした面積(1段120歩)を与えよ。**5歳**以下には与えない。……**易田(やせた土地)**は2倍の面積を与えよ。

班田後に残った**公田(棄田)**は、地域の価格を参考にし、**賃租**(土地を賃貸して、収穫の**2割**を**地子**として徴収)せよ。

口分田は**6年**に1回与えよ。ただし、神田・寺田は例外とする。もし、その本人が死んだ場合は、次の班田収授の年に収公(回収)せよ。)

上記の「田制一田令一」の史料で気をつけておきたい点は1行目2行目の2つ。まず、1行目では、「縦30歩×横12歩=360歩になるから、それを1段(反)とせよ」と述べている。そして、その1段(反)の口分田につき、**租**という税を**2束2把**(収穫量の**3%**にあたる)を納めなければいけないんだ(租については[G]税制で後述する)。

さらに、その1段(反)をまた10倍して10段(反)になると、もう一つ位があがり**1町**と呼ぶようになる。つまり、**1町=10段**ということ。だから、「1町(1段の10倍)の場合は、2束2把を10倍した**22束**(20束20把)になる」と述べているんだ。



つづいて、2行目では、「男子の口分田は2段だが、女子は**3分の1**を減らした面積を与えよ」と述べている。つまり、女子は男子の3分の2になるんだけど、史料文では、「3分の1」が空欄になってしまうので、そこに引っかけられないように気をつけてほしい。

<良民・賤民>

班田収授法では、良民男子には2段(反)、良民女子には1段120歩の口分田を班給する、という説明をしていたけど、この「良民」って何だろう？

弥生時代から身分階級が存在したように、律令国家の時代にも身分階級は存在していた。それが一般的な人々の身分にあたる良民と、奴隸的・差別的な扱いを受けた身分の賤民だ。良民というのは、別に身分の高い人とかを指しているわけじゃなくて、一般的な身分なら良民として扱われる。具体的にいうと、貴族だけでなく百姓などのいわゆる一般peopleも良民とされたし、特殊な技術者集団である品部・雑戸(品部の方が上位)も同じく良民とされたんだ(品部・雑戸は実質的には良民と賤民の間に区分される身分だった)。

それに対して、賤民の場合は「賤しい」という漢字の意味からもわかるように、差別を受けた奴隸的な身分の人々のこと。そして、その賤民には、五色の賤と言って、種類に応じて以下の5つがあったんだ。

官有賤民(国家が所有した賤民) →良民と同じ口分田を支給される	私有賤民(民間が所有した賤民) →良民の3分の1の口分田を支給される
陵戸(天皇・皇族の陵墓を守衛する賤民) 官戸(諸官司に雑役に駆使される官有の賤民) 公奴婢(諸官司の雑役に駆使される官有の奴隸)	家人(私有の賤民) 私奴婢(私有の奴隸)
→戸を形成できず、売買の対象とされた←	

上記のようにまとめてみるとわかりやすいかな。まず、賤民は、陵戸・官戸・公奴婢のような国家に仕える官有賤民と、家人・私奴婢のような民間に仕える私有賤民の二つに分けることができる。そして、官有賤民の場合は、国家に仕えているため口分田は良民と同じ口分田をもらえるんだけど、私有賤民の場合は民間に仕えているため、良民の3分の1しか口分田がもらえないんだ。つまり、私有賤民の男子の場合は240歩の口分田(良民男子の720歩×3分の1)、私有賤民の女子の場合は160歩の口分田(良民女子の480歩×3分の1)しかもらえないということだ。

ただ、官有賤民の陵戸・官戸・公奴婢や、私有賤民の家人・私奴婢が覚えられない、という受験生も多い。ここで考えてほしいのは漢字の表す意味だ。まず、陵戸の「陵」という漢字を見ると、この漢字から連想できるものは一つしかない。仁徳天皇陵といわれる大仙陵古墳や、応神天皇陵といわれる誉田御廟山古墳などにおける「陵」という意味は、「天皇の墓」のことを指している。ということは、陵戸は天皇の墓を守っているんだから、国家が所有する官有賤民になるよね。

また、官戸と公奴婢はもっと簡単。「官」とか「公」という漢字は「国家」のことを指しているのだから、これも官有賤民だとすぐわかる。だから、残る家人・私奴婢は、「私」などからも民間が所有する私有賤民だってわかるはずだ。

ただし、最後に少しレベルの高い話をしよう。これら五色の賤の中で、公奴婢・私奴婢はそれぞれ最下位に設定されたということ。「奴婢」という漢字が使われていることから、彼らは奴隸として扱われたんだ。だから、公奴婢・私奴婢は戸(家族の単位)を形成することはできなかつたし、売買の対象ともされたんだ。まあ、奴隸が売買されるというのは「ONE PIECE」で出てくる魚人の「はっちゃん」と人魚の「ケイミー」が天竜人に売買されそうになった話を思い出してくればわかるでしょ(わからない奴は置いていきます)。

[F] 戸籍・計帳の作成

さて、班田収授法の説明をしたわけだけど、実は班田収授を行うためにはある前提が必要になってくる。先にも述べたように、口分田を一般peopleに支給するわけだけど、そういった人民は死んだりする場合もあるし、新しく子供が生まれてくる場合もある。だから、彼らに土地を支給したり、回収したりするためには、どういった人間がいるのかを常に把握しなければいけない。つまり、人民を把握できるような帳簿が必要になってくるんだ。

そこで、こういった人民を把握するために作られた台帳が、戸籍や計帳だ。そして、この戸籍や計帳に、人民の名前・年齢・性別・住所などを記載していくわけだけど、ここで一つの疑問にブチ当たる。戸籍も計帳も、どちらも結局は名前や住所などが記載されているわけだけど、何でわざわざ二つも作る必要があるんだろう？

実はこれらは用途がまったく異なっていて、簡単に違いをまとめると以下のようなになる。

< 戸籍・計帳 >

戸籍＝口分田を班給するための帳簿。6年ごとに作り直される。30年間保存される
計帳＝庸・調(中央の役所に納める税)を徴収するための帳簿。毎年作り直される

そもそも、国家が君たち人民に対して行うことは2つある。1つ目は、君たちに口分田を与えることで、2つ目は君たちから税金を徴収すること。

まず、1つ目の口分田の班給について。口分田は6歳以上の男女に6年ごとに班給されたよね。ということは、人口の変化もあるから、6年ごとに帳簿を作りかえなければならない。その口分田を班給するための帳簿が戸籍なんだ。つまり、あらかじめ6年ごとに戸籍を作成しておいて人民を把握しておく。そして、それに基づいて口分田を6年ごとに班給するということだ。だから、戸籍は君たちに口分田を”give”するための帳簿だということがわかるよね。

そして、こうした口分田を班給するための帳簿として、初めて作成された戸籍が、690年の庚寅年籍だ。これで、人々の名前・年齢・性別・住所などを把握することができるから、それに基づいて692年に最初の班田収授が行われたんだ。そして、戸籍は6年ごとに作りかえるから、696年・702年・708年と、また戸籍を作りかえて、それに基づいて698年・704年・710年に班田収授を行ったわけだ(作成された戸籍は30年間保存され、30年経ったのち廃棄されました)。

ただし、戸籍を作るかえる際に、もしかして身分などを詐称する奴もいるかもしれない。例えば、役人がある男に尋ねてきた場合、

役人「オマエ、名前は何ていう？」

男「根本といいます。」

役人「仕事は何をしている？」

男「予備校講師です。」

役人「年は？」

男「…じゅ、19。」

役人「嘘だろ。」

男「…う、うそじゃねえつす(汗)。」

役人「…出身は？」

男「東京都千代田区麴町…」

役人「…それも、うそだな。身分は？」

男「実はボク皇族の出身で…」

役人「…ちょっと、オマエこっちこい。」

このように、いろいろ身分なども嘘をつくやつもいるかもしれない。そこで、こうした身分などの氏姓を正す根本台帳として**670年**に作成しておいた**庚午年籍**で、男の家柄の出自を確認するんだ。

役人「ちょっとオマエ怪しすぎだな…。」

男「…そんなことねえっすよ〜。」

役人「ちょっと待ってろ。庚午年籍でオマエの家柄調べてみるから。」

男「……………(汗)。」

役人「…オマエ、出身も千葉県だし、ただの農民じゃねえか！」

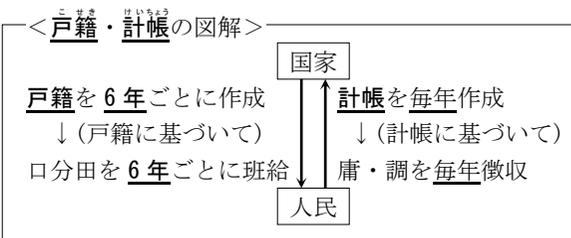
※実際、ボクの老家である倉本家は旗本の家柄です

これで、**庚午年籍**と**庚寅年籍**の違いがわかったんじゃないかな。あくまでも、**庚午年籍**は今後戸籍を作り変えていく際に、身分などを確認するための帳簿としたもの。だから、絶対に捨ててはならない**永久保存**とされたわけだ。

一方、2つ目の税金の徴収について。この時代の人々には、多くの税が課せられていたんだけど、その中でも特に重要視されたのが中央に納めさせる**庸・調**なんだ(庸・調の詳細は[G]税制で後述する)。こうした税金は、あたり前のことだけど**毎年徴収**される。そのため、**庸・調**などの税を徴収するための帳簿として**計帳**を**毎年**作成するわけだ。つまり、計帳は君たちから税金を”take”するための帳簿だというのがわかるよね。

これで戸籍・計帳の2つを作成する意味がわかったよね。では、国家にとって、戸籍・計帳ではどちらの方が重要になるだろう？

それはもちろん計帳だ。なぜなら、税金を徴収しないと国家財政は成り立たないからね。ゆえに、実は戸籍と計帳では記されている内容がやや異なる。戸籍も計帳も名前・年齢・性別・住所などが書かれているけど、計帳の場合は税金逃れが出来ないように、その人物の体のどこにホクロがあるかとか、体の特徴なども細かく記載されているんだ。



因 里と戸—戸令—『令義解』by清原夏野

凡そ戸は**五十戸**を以て、**里**と為よ。**里**毎に長一人置け。……
 凡そ**計帳**造らむことは、**年毎**に六月の卅日の以前に、京・国の官司、所部の手実責へ、具に家口・年紀を注せよ。……
 凡そ**戸籍**は、**六年**に一たび造れ。十一月の月上旬より起りて、**式**に依りて勘へ造れ。里別に巻と為せ。惣べて三通写せ。……二通は**太政官**に申し送れ。一通は国に留めよ。……
 凡そ**戸籍**は恒に**五比**留めよ。其れ遠き年のは、次に依りて除け。近江の**大津宮**の**庚午年籍**は除くことせず。(戸は**50戸**で**1里**とせよ。**1里**ごとに里長を1人置け。
計帳を造る場合は、**年毎(毎年)**6月30日以前に、京・国の役人は、戸主の申告に基づき細かに家族数・年齢を記せ。
戸籍は**6年**に1回造れ。11月の月上旬から始めて、**式(律令の施行細則)**に従って造れ。里ごとにまとめて、全部で3通を造れ。そのうち、2通は**太政官**に送り、残りの1通はその国で保管せよ。
戸籍は常に**5比**(1比は6年のことを指すので**30年間**)保管せよ。それを過ぎたものは廃棄せよ。ただし、**大津宮**で造られた**庚午年籍**は廃棄してはならない。)

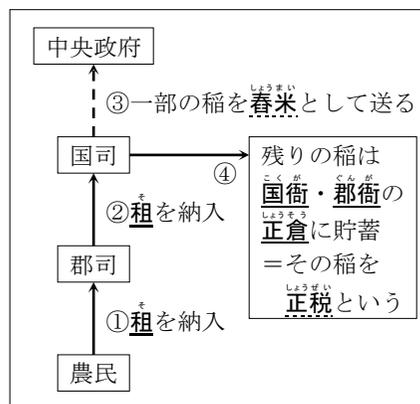
[G] 税制

これら戸籍や計帳に登録された農民には、以下のような多くの種類の税金がかかってくる。どういった類のものがあるのか、簡単に見てみよう(詳細の記述はテキスト参照)。

土地税	租	口分田1段(反)あたりにつき、 <u>二束二把</u> (収穫量の <u>3%</u>)の稲を <u>地方財源</u> として納める
人頭税	庸	<u>歳役</u> (都での労役)10日間の代わりとして、 <u>麻布二丈六尺</u> を <u>中央財源</u> として納める
	調	絹・糸・綿などの諸国の特産物を <u>中央財源</u> として納める
	雑徭	地方において国司が年間 <u>60日</u> を限度に農民を使役できる労役
	出挙	郡衙の <u>正倉</u> に蓄えられたに <u>正税</u> (舂つき稲)を春に貸付け、秋に利息付で回収する
	義倉	凶作対策の貯蓄として <u>粟</u> を徴収する
	仕丁	<u>1里(50戸)</u> ごとに <u>正丁2人</u> を徴発し、 <u>3年間</u> 都で雑用などにあてる
	兵役	<u>正丁3~4人</u> に1人を徴発し、交代で各地の <u>軍団</u> で訓練させる → <u>衛士</u> (1年間都の警備)・ <u>防人</u> (3年間北九州沿岸の警備)

既に何度も説明したように、国家は人民に対して口分田を班給するわけだけど、当然その口分田には税が課せられる。それが、1段の土地につき2束2把の稲(収穫量の3%にあたる)を地方財源として納める租だ(1段の土地で収穫される標準量は72束で、2束2把はその約3%にあたる)。具体的に言うと、1段の土地につき稲を2束2把納めるわけだから、2段の土地だったら、4束4把の稲。3段の場合なら6束6把の稲…、10段(1町)の場合なら22束の稲を納める(単位は1束=10把)、ということになるよね。だから、租は土地の面積によって納める税が変わってくる土地税になるんだ。

では、地方財源として徴収した稲を国司はどうするのだろうか？まずは、その一部を割いて中央政府に送り、その稲が中央官人の給与にあてられる(その租の一部を割いて都に送られる稲のことを舂米という)。そして、それ以外の国司の手元に残った稲は、国衙(国司の働いている役所)や郡衙(郡司の働いている役所)の正倉と呼ばれる米蔵に蓄えておくんだ。つまり、食べてしまったりするのではなく、国衙・郡衙の正倉に蓄えておき、それをもとに地方行政の経費として管理しておくわけだ。こういった国衙の正倉に蓄えられ、国衙が管理していく稲のことを正税といい、それら正税を管理・記録しておくために作成された帳簿を正税帳という。



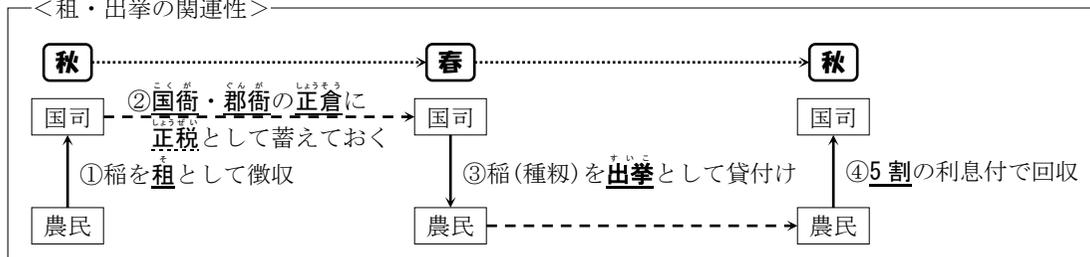
ところが、ここで気になることがある。それは、租として徴収した稲の量が決して多くはないということ。既に述べたように、租は収穫量の3%にしか過ぎないから、農民にとって租は大きな負担にはならない(100万円の収入が入っても、3万円を納めればいだけなので、租は税としては軽い)。

当然、国司が徴収する稲の量も少ないわけだから、それだけでは国衙の財政も成り立たない。そこで、秋に租として徴収した稲は、国衙・郡衙の正倉に正税として蓄えておく。そして、春になって農民たちが田植えを行う際に、その蓄えておいた正税を種籾として貸し付けて、秋になったらその利息を回収したんだ。こうした農民に対して種籾を貸し付ける税を出挙という(国司など国家が5割の利息で貸し付ける出挙を公出挙といい、民間が10割の利息で貸し付ける出挙を私出挙という)。

なお、出挙はもともと、次年度の種籾さえも確保できないピンボー農民に対して貸してあげるものだったんだけど、実際にはこの出挙こそが国衙の重要な財源となったため、後に強制的に貸し付けられ租税化していったんだ。つまり、もともと出挙は税の一種ではなく、貧民救済のためのものだったのが、次第に租税化してしまったわけだね。

こうしてみると、租と出挙が連動しているものなのがおわかりですね。季節ごとに図解すると、以下のようになるので、しっかりと関連付けて押さえておこう。

<租・出挙の関連性>



この出挙と似たようなものに、凶作対策として租税化された義倉がある。農民が生活する上で、最も脅威となるのが凶作だよね。そこで、あらかじめ凶作に備えて、粟を出させて蓄えておくんだ。なお、なぜ米ではなく粟を蓄えておくかということ、それは米が長期保存に適さないから。そのため、長期保存に適した粟を蓄えておくわけだ。

ここまで、庸・調・雑徭などの説明をすっ飛ばして、出挙・義倉を先に説明したのは、その順番の方が理解しやすいから。さて、では個人個人に課せられた人頭税にあたる庸・調・雑徭の説明に入っていこう。

では、庸から。そもそも庸という税は、歳役という都での労役を10日間行わなければいけないものだった。でも、地方からたったの10日間のために都まで行くのは、相当しんどいよね。例えば、青森県から何日もかけて都に行ったのに、たった10日間仕事したら、「帰って」って言われるわけだから。そこで、その歳役10日間でイヤだったら、その代わりとして麻布を2丈6尺(約8メートル)納めればいよいよ、としたのが庸なんだ。

庸

それに対して、調は絹・糸・綿などの諸国の特産物を納めるというもの(この他にも、正丁(21歳～60歳の男子)にのみ、調に付随して課せられた税に調副物というものがある)。ただし、京や畿内に住む農民の場合は、都の遷都や各種の雇役に動員される機会が多かったため、庸は免除され、調は2分の1納めればよいとされたんだ。ちなみに、何で布や特産物など指定されたものを納めるのか、という質問があるけど、単純に貨幣の代わりとして用いられる布や絹などを国家が一番必要としたからだ。

ただし、ここで一番気をつけてほしいのは、租が地方財源となったのに対して、庸・調は中央政府の財源となったこと。だから、庸・調を中央に納めるためには、自ら都まで行かなければいけない。そこで、自分たちが暮らしている里の中から代表者を決めて、その代表者がみんなの庸・調を都まで運ぶんだ。こうした地方から中央まで貢納物を運ぶ人夫のことを運脚(運脚夫)という。

なお、この運脚の場合、都まで自分たちで納めに行かなければいけないから、食料などの旅費は全て自弁(自己負担)とされたんだ。だから、都に行くまではよくても、帰る際に食料が尽きてしまって途中で餓死してしまう、っていうこともよくあったんだよね。

そして、運脚として都まで上った代表者は、みんなの分の庸や調を納めるわけだから、自分たちの「〇〇国の、〇〇郡の、〇〇里」から税金が納められたことを示さなければいけない。そこで、「〇〇国の、〇〇郡の、〇〇里」からの税金であるとわかるように、その納入元が記された木の荷札を紐などでくりつけておくんだ。こういった墨などで文字を記した木の札を木簡といったよね(当時は紙が大変貴重な時代だったので、こういった木の札に墨で記したりしたんだよね)。



[木簡]

ここまで租や庸・調などのような税を説明してきたけど、これらは現物などで支払う、いわば形ある税の類。それに対して、形なき税、つまり肉体労働によって支払う税が雑徭・仕丁・兵役だ。

まず、雑徭を一言で言えば、地方での公共事業。例えば、その国において川が増水し氾濫してしまった場合、もしくは道路などの整備が必要な場合、それらを修復・補修しなくちゃいけない。そこで、国司は年間60日までなら、それらのために農民を自由に使っていていいというものだ。ただし、実際は国司の私用に当てられた場合も多かったんだね。

< 正丁・次丁(老丁)・少丁(中男) >

税を納める場合、年齢に応じて、それぞれ差が出てくる。年齢的な区分としては、21歳～60歳までの成人男子を正丁といい、61歳～65歳までを次丁(老丁)、17歳～20歳までを少丁(中男)と呼ぶ。そして、基本的に納める税の量は、正丁を1とすると、次丁(老丁)は正丁の2分の1、少丁(中男)は正丁の4分の1とされたんだ。

	正丁	次丁(老丁)	少丁(中男)	備考
庸	1	正丁の2分の1	免除	京・畿内は免除
調	1	正丁の2分の1	正丁の4分の1	京・畿内は2分の1
雑徭	1	正丁の2分の1	正丁の4分の1	

以上のように、次丁・少丁の場合は、それぞれ正丁の2分の1・4分の1となるわけだけど、庸に限っては少丁(中男)に負担が課せられていないよね。これは、もともと庸が歳役10日間であったため、次丁(老丁)なら5日間に割り切れるけど、少丁(中男)だと2.5日間になって割り切れないからだとされているんだ。

地方における労役の雑徭に対して、仕丁は中央における労役。これは、上記の21歳～60歳の正丁にしか課せられず、1里(50戸)につき、正丁(21～60歳までの男子)2人が徴発され、都で3年間雑用にあらうというもの。…うん、イマイチ具体的にわからん。

まず、1家族のことを1戸と呼び、それが50戸集まった単位を1里と呼んでいたよね(50戸=1里)。だから、村みたいな里は50家族から構成されていたわけだ。そして、その中から21歳～60歳の正丁を2人選んで、3年間都で雑用にあてる。まあ、例えるならば、仕丁は都への単身赴任ってところだね(その代わりとして、庸・調・雑徭といった課役は免除された)。

㊦ 税制—賦役令—『令義解』by清原夏野

凡そ調の絹・絶・糸・綿・布は並に郷土の所出に随へよ。……次丁二人、中男四人は、各一正丁に同じ。

凡そ正丁の歳役は十日。もし庸取るべくは布二丈六尺。……次丁二人は一正丁に同じ。中男、及び京・畿内は庸取る例に在らず。…

凡そ令条の外の雑徭は、人毎に均しく使へ。惣べて六十日に過すこと得じ。

(調の絹・絶(質の悪い絹)・糸・綿・布はその地域の産物を納めよ。……次丁は2人分が、中男は4人分が正丁と同じ税金である。

正丁の労役である歳役は10日間。もし、庸を支払うのであれば、布(麻布)を2丈6尺(約8メートル)納めよ。

……次丁は2人分が正丁と同じ税金であるが、中男と京・畿内は庸を免除する。

国司に対する労役義務である雑徭は均等に割り当てよ。合計して60日を越えてはならない。)

最後は、仕丁と同じように、正丁(成人男子)のみにかかる兵役だ。そもそも、律令国家は独自の軍隊というものを持たなかった。そのため、正丁3～4人に1人の割合で国防のための兵士として徴発したんだ。つまり、だいたい1つの郷戸(2～3家族で構成される戸)には、3～4人の正丁(成人男子)

がいるので、その1つの郷戸から1人の兵士を徴兵したわけだ。

そして、強制的に駆り出された農民は、各地に設置された軍団という施設で軍事訓練などを受け、守衛などに当たるんだけど、この軍団の中で選ばれた一部の者は、重要地域へと送られることがある。その際に、京都に赴き、1年間都の警備などにあたるのを衛士といい、九州北部に赴き、3年間大宰府などの警備にあたるのを防人というんだ(衛士や防人は、課役(庸・調・雜徭の総称)が免除されたが、食料や武器は自弁(自己負担)とされた)。

なお、衛士として都に赴いた者は、五衛府のうちの衛門府・左右衛士府に配属され、防人として九州北部に赴く者は、東国の兵士があてられたんだ(防人が初めて設けられたのは663年の白村江の戦い後であり、白村江の戦いで動員された西国の者は疲労しきっていた。そのため、防人は東国の者から派遣され、それが恒常化した)。

㊦ 軍制－軍防令－『令義解』by清原夏野

凡そ兵士の上番せむは、京に向はむは一年、防に向はむは三年。……

凡そ兵士の京に向ふをば、衛士と名づく。……辺守るをば、防人と名づく。

(兵士の中で、京(都)の警備にあたる衛士)は1年間、防(九州北部)の警備にあたる防人)は3年間。

都の警備にあたるものを衛士という。……九州北部の警備にあたる者を防人という。)